

除雪業務実施要領

（目的）

この要領は、長野県建設部の発注機関の長（以下「発注者」という）が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪業務」という）に必要な事項について定め、受注者が適正かつ安全に業務を履行するとともに、第三者への事故を防止することを目的とする。

1 共通事項

- 第1 除雪、散布機械については、常に安全に作業が行える状態を保つよう、日常管理を適切に行うとともに、除雪、散布作業にあたっては、第三者や作業従事者の安全確保、及び事故防止に努めること。
- 第2 除雪、散布作業は、ワンオペ（1人乗務）を除き、運転者及び助手（または作業員）の2名で行うこと。除雪機械等が一人乗りの場合は、助手はライトバン等により先導し、除雪作業中の安全管理を行うこと。
- 第3 運転者は、法令で定められた免許所有者、または車両系建設機械運転技能講習修了証が必要な場合は、修了者に限ること。
- 第4 作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地吹雪等で周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中断するなど、安全な状況での作業に努めること。
- 第5 深夜又は早朝の作業が多いため、除雪従事者は体調を整え、良好な状態で作業に当たるよう心掛けること。
- 第6 作業中は、第三者に対してはできるかぎり迷惑を及ぼさないよう注意すること。
- 第7 除雪機械及び散布機械の無理な使用は避けること。
- 第8 運転者及び助手は、作業終了後作業車の清掃、点検を行い、何時でも使用できるよう整備しておくこと。
- 第9 作業中に事故等が発生した場合には、直ちに応急処置を行うとともに、関係機関等へ速やかに連絡をすること。
- 第10 現場の状況により、特別な安全措置が必要な場合は、監督員と協議のうえ、必要な措置をとること。
- 第11 除雪管理システムにおけるスマートフォンやGPS ロガー等を装着している作業車にあっては、確実に機器が作動していることを確認した上で作業に入ること。

2 除雪作業関係事項

第 12 除雪作業は、発注者からの出動命令のほか、降雪が出動基準に達し、交通に支障を及ぼすおそれのある場合に機械を出動させ、除雪水準による幅員を確保することを目標として作業をすること。

事前に除雪路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、凍結防止剤散布業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な除雪を行うこと。

出動時間は地域や気象状況により異なるが、通勤通学並びにバス等の通行に支障がないように除雪すること。

第 13 除雪作業中は、天候にかかわらず除雪機械の前照灯、及び黄色回転灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。

第 14 無登録機械は、必ず自動車登録番号標（ナンバープレート）を申請して取り付けること。
また、長野県公安委員会へ道路維持作業用自動車届出がされていること。

第 15 除雪機械には、赤旗、発煙筒、ライトを備え付けること。

第 16 助手は、主として除雪作業中の安全管理にあたるものとし、その他除雪機械の整備点検・給油脂・清掃作業等を運転者と協力して行うものとする。

第 17 除雪機械の周囲の安全が十分確認できないときは、助手は降車して周囲の安全を確保すること。

第 18 除雪機械を作業現場に運搬する場合は、舗装面を損傷しないようにすること。

第 19 除雪作業の実施にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。

第 20 歩道除雪区間の前後等には、「除雪中」の標識を設置し、作業中であることを周知すること。除雪区間が長距離の場合は、適宜移動させること。

第 21 歩道除雪箇所を広報等により住民に周知し、注意を喚起すること。

第 22 歩行者等が除雪機械の側方等を通過せざるを得ない場合、運転者は作業を中断し、オーガーの回転を停止すること。運転手または助手は、オーガーの回転停止を確認した上で、安全確保を図りながら歩行者等を誘導すること。

第 23 搭乗式除雪車で歩道を除雪する場合、視界が良好で前方の安全が車内から確実に確認できる場合は、運転者が運転を行い、助手は車両に搭乗し機械操作を行う。

1 人乗り機械の場合、作業員は除雪車の先導、後方確認等を行うものとする。この際、作業員は自らの安全の確保にも努めること。

第 24 搭乗式除雪車で歩道を除雪する場合、以下のようなときは、運転速度を最徐行とし、

運転者が運転と機械操作を行い、助手は降車して周囲の安全を確認し、歩行者等の誘導にあたるものとする。この場合、助手は除雪機械から安全な間隔をとり、運転者との間で確実に連絡がとれる手段を確保しておくこと。

なお、助手が降車しても周囲の安全を確認できない場合及び歩行者等の誘導時は、作業を一時中断すること。

- ① 前方の視界が不良で車内から周囲の安全を確認することが困難な場合
- ② 歩行者等の通行が見込まれる状況で作業を行う場合

3 散布作業関係事項

第 25 凍結防止剤散布業務は、発注者からの出動命令のほか、降雪、凍結等により交通に支障を及ぼす恐れのある場合に行うこと。

事前に散布路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、除雪業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な散布を行うこと。

出動時間は地域や気象状況により異なるが、通勤通学並びにバス等の通行に支障がないように散布すること。

第 26 夜間作業であって、視界が狭く作業が困難なときは、作業車を低速にするとともに、パトロール車を先導または後続させる等により単独作業を避けること。

第 27 助手は、作業中原則として作業車の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとする。

4 作業報告及び業務完了届けについて

第 28 受注者は、除雪業務を実施した場合には、交通確保状況及び機種別の機械稼働時間数を監督員に報告すること。（報告内容、報告頻度は、監督員と協議すること。）除雪管理システムによる帳票、または別に定める作業日報、タスクメーター記録用紙及び写真、GPS ロガーやドライブレコーダーのデータを整理し、毎月 10 日までに前月分の業務に関する書類を発注者に提出すること。（3 月分の提出については、3 月 31 日までとすること。）

5 除雪管理システムについて

第 29 受注者は、除雪管理システムの対象車両について、当面の間はタスクメーター等との既存機器を併設とし、監督員の指示があった場合、システムの作動状況や障害報告などを監督員の指示する方法で報告することとする。

6 附 則

本要領は、平成 24 年 9 月 11 日から適用する。

本要領は、平成 25 年 9 月 5 日から適用する。

本要領は、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。

本要領は、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

本要領は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

本要領は、令和 2 年 8 月 28 日から適用する。

本要領は、令和８年１０月１日から適用する。